

京都市域内における 「史跡名勝天然記念物現状変更申請」の手続き

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
(所在地) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
京都市役所分庁舎 地下1階
(電話番号) 075-222-3130 (FAX 番号) 075-213-3366

① 史跡名勝天然記念物現状変更申請とは

京都市内には、国が指定する文化財の史跡名勝天然記念物⁽¹⁾指定地が約90箇所あり、これらの地域において、**現状変更（土木造成工事、建物の建替・新築・増改築・取り壊しなど）**またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、現状変更申請を行い、文化庁長官の許可を受ける必要があります⁽²⁾。

② 史跡名勝天然記念物と周知の埋蔵文化財包蔵地との相違点

催事や建設の計画地が史跡名勝天然記念物もしくは周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかは、『京都市遺跡地図』⁽³⁾やインターネット（京都市遺跡地図提供システム）で確認できます。

<http://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/kyotogis/iseki/main>

なお、史跡の多くは埋蔵文化財（土地に埋蔵されている文化財）を含み、それらは学術上価値の高い重要なものなので、現状変更の内容により、発掘調査等が許可条件になる場合があります。

■史跡名勝天然記念物：文化財保護法第125条に基づく申請
(担 当) 記念物担当

■周知の埋蔵文化財包蔵地：文化財保護法第93条に基づく届出
(担 当) 埋蔵文化財担当

③ 私有地を含む史跡名勝天然記念物指定地

史跡名勝天然記念物指定地域は、国有地、公有地、社寺有地に加え、下記のとおり**私有地**が含まれている場合があります。

北 区：天然記念物 深泥池生物群集
史跡 大徳寺境内

上京区：史跡 伊藤仁斎宅（古義堂）跡ならびに書庫
史跡 頼山陽書院（山紫水明処）、名勝 不審庵（表千家）庭園、
名勝 今日庵（裏千家）庭園

左京区：史跡 慈照寺（銀閣寺）境内、史跡 石川丈山墓、
史跡 賀茂御祖神社境内、名勝 對龍山荘庭園、名勝 白沙村荘庭園

東山区：史跡 方広寺大仏殿跡及び石塁・石塔

山科区：史跡 随心院境内、史跡 山科本願寺跡及び南殿跡

下京区：名勝 燕庵庭園、名勝杉本氏庭園

南 区：史跡 西寺跡

右京区：名勝 大澤池附名古曾瀧趾（大沢池附名古曾滝跡）、
史跡 天塚古墳、史跡 高山寺境内

伏見区：史跡 醍醐寺境内

二区以上にわたるもの：史跡及び名勝 嵐山（右京・西京区）
史跡 御土居（北・上京・中京区）、史跡平安宮跡（上京・中京区）

定による許可及びその取消し並びに停止命令

- (1) 史跡名勝天然記念物とは、史跡・名勝・天然記念物の総称で、以下に挙げるものです。
- | | |
|-------|---|
| 史跡 | 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの |
| 名勝 | 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの |
| 天然記念物 | 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの |

(2) 文化財保護法 125 条

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

- (3) 閲覧：文化市民局文化財保護課、情報公開コーナー、都市計画局風致保全課
インターネット（京都市遺跡地区提供システム）

購入（定価：300 円）：情報公開コーナー、京都市考古資料館

(4) 文化財保護法 93 条

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第 1 項の規定を準用する。（以下略）

(5) 文化財保護法 第 184 条

次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

二 第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

文化財保護法施行令第 5 条（第 1～3 項省略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにおいて、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規

イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 2 年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除去（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

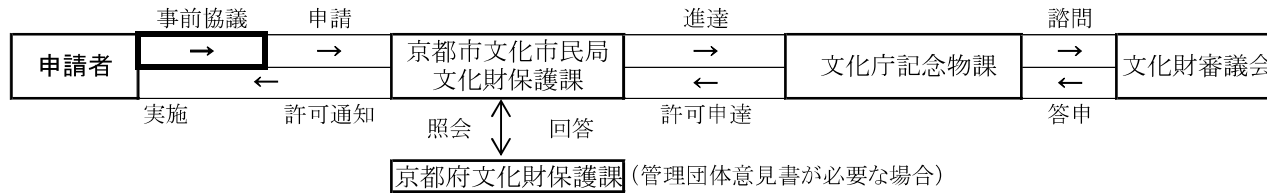
ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

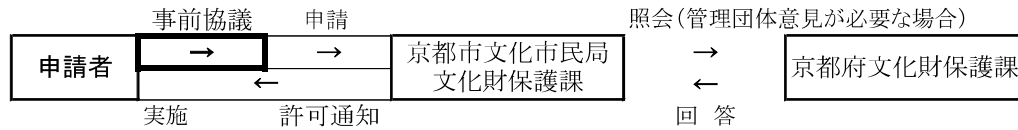
ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の中出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

④ 申請から許可までの標準的な流れ

(ア) 文化庁長官が直接許可する現状変更



(イ) 市に許可権限に属する事務が移譲されている範囲の現状変更



※事前協議の段階で許可に値する内容となるよう協議を行う。

⑤ 現状変更許可申請に必要な添付書類(例)

		建物の新築			建替え・増築		建物の解体	工作物の設置	造成工事
		建物のみ	外構	造成工事	基礎工事有	基礎工事無			
1	設計図及び仕様書	縮尺							
	平面図(建物の場合、建築確認申請と同等のもの)	(任意)				○	—		
	立面図(外壁等の色調及び素材が記載されたもの)	〃		○			—	○	
	断面図(基礎伏図及び標準断面図)	〃				○	—		○
	既存建物の図面(平・立面図、基礎伏図、標準断面図)	〃		△(既存建物等がある場合のみ)		○	—	△	
2	付近見取り図及び地番を示した実測図	縮尺							
	近隣図面(申請箇所を朱書き)	1:10,000程度							
	付近見取り図(申請箇所を朱書き)	1:2,500程度				○			
	公図の写し(申請箇所を朱書き)	—							
3	地域の写真及び写真方向指示図	縮尺							
	写真方向及び番号を図示した平面図	1:2,500以下				○			
	写真(印画紙もしくはフォトプリント用紙、3部のうち1部のみ)	—							
4	所有者の承諾書								
	土地所有者の承諾書			※申請者と土地所有者が異なる場合に添付					
	登記簿			※所有者が多岐にわたる場合等に添付					
5	占有者の承諾書			※当該地に占有者がいる場合に添付					
6	管理団体の意見書			※当該地に管理団体がある場合のみ添付					